

建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて

令和5年6月13日

建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき、同一の専任の主任技術者が建設工事を管理することができる場合の取扱いを、以下のとおりとする。

1 建設工事の技術者の専務に係る取扱いについて

この取扱いについては、建設業法第26条第3項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事を同一の専任技術者が管理できることとするかは、発注者が適切に判断する。また、民間発注者による工事も含まれる点について留意する。

2 同一の専任の主任技術者が管理することができる建設工事

次の条件を全て満たす工事とする。なお、監理技術者には適用されない。

(1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。

なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。

(2) 工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。

(3) 同一の建設業者が施工する場合であること。

(4) 一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件までとする。

3 主任技術者の兼務に関する手続き

(1) 主任技術者兼務届の提出が必要な場合

請負代金が4,000万円（建築一式工事である場合は8,000万円）以上の市発注工事の主任技術者が他の工事と兼務する場合

(2) 主任技術者兼務届の提出時期

① 新たに受注した市発注工事において、専任を要する技術者が、既に受注している他の工事の主任技術者と兼務する場合は、事後審査書類又は契約書の提出時に「主任技術者兼務届」（様式1）（以下「兼務届」という。）を市発注工事の発注機関の長に提出する。

② 既に受注している市発注工事において、専任を要する主任技術者が、他の工事の主任技術者と兼務する場合は、他の工事の契約締結までに、「兼務届」を市発注工事の発注機関の長に提出する。

4 適用期日

令和5年10月1日以降契約する工事から適用する。